

令和 6 年 10 月 8 日
こども未来部こども家庭支援課

児童扶養手当の制度改革について

児童扶養手当法の一部を改正する法律等が令和 6 年 11 月 1 日より施行されることに伴い、下記のとおり児童扶養手当の所得限度額等を引き上げ、児童の福祉の増進を図る。

1 概要

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と一部のみ支給する「一部支給」があり、判定基準となる所得限度額等を以下のとおり引き上げる。

① 所得限度額の引上げ

単位：円

扶養親族等の数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)				一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)			
	収入ベース		所得ベース		収入ベース		所得ベース	
	これまで	R6. 11 月分から	これまで	R6. 11 月分から	これまで	R6. 11 月分から	これまで	R6. 11 月分から
0	1, 220, 000	1, 420, 000	490, 000	690, 000	3, 114, 000	3, 343, 000	1, 920, 000	2, 080, 000
1人	1, 600, 000	1, 900, 000	870, 000	1, 070, 000	3, 650, 000	3, 850, 000	2, 300, 000	2, 460, 000
2人	2, 157, 000	2, 443, 000	1, 250, 000	1, 450, 000	4, 125, 000	4, 325, 000	2, 680, 000	2, 840, 000
3人	2, 700, 000	2, 986, 000	1, 630, 000	1, 830, 000	4, 600, 000	4, 800, 000	3, 060, 000	3, 220, 000

② 第 3 子以降の加算額の引上げ

第 3 子以降の加算額を第 2 子の加算額と同額に引き上げ、第 2 子以降の加算額については、一律 10, 750 円（全部支給の場合）となる。令和 6 年度の児童扶養手当の本体額及び加算額については下表のとおり。

		令和 6 年 4 月～10 月分	令和 6 年 11 月分以降
本体額 (変更なし)	全部支給	45, 500 円	45, 500 円
	一部支給	45, 490 円～10, 740 円	45, 490 円～10, 740 円
第 2 子加算額 (変更なし)	全部支給	10, 750 円	10, 750 円
	一部支給	10, 740 円～5, 380 円	10, 740 円～5, 380 円
第 3 子以降 加算額	全部支給	6, 450 円	第 2 子加算額と同じ
	一部支給	6, 440 円～3, 230 円	第 2 子加算額と同じ

2 施行期日

令和6年11月1日

令和7年1月に支給される令和6年11月分の児童扶養手当から適用

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月 現在児童育成手当のみ受給しており、改正後限度額範囲内の世帯
に対し申請勧奨通知発送

令和6年10月 区報（10月1日号）、区ホームページ、SNS等で改正内容及び申
請開始について周知

※10月中に申請すれば11月分から適用

令和7年1月 令和7年1月8日初回振込